

# 消防の動き



2015  
6  
No.530

- ネパール地震災害に対する国際消防救助隊の活動概要
- 大規模イベント開催時の危機管理等における消防機関のあり方に関する研究結果の概要
- 放射性物質事故等対応資機材に関する調査検討報告書の概要
- 平成26年度救急業務のあり方に関する検討会の概要



FDMA  
住民とともに

消 防 庁  
Fire and Disaster Management Agency





# 目次

CONTENTS

特報1	ネパール地震災害に対する 国際消防救助隊の活動概要	4
特報2	大規模イベント開催時の危機管理等における 消防機関のあり方に関する研究結果の概要	7
特報3	放射性物質事故等対応資機材に関する 調査検討報告書の概要	11
特報4	平成26年度救急業務のあり方に 関する検討会の概要	13

平成27年6月号 No.530

**巻頭言** 時宜にかなった社会的要請に応えられる消防研究センターを目指して  
(消防研究センター所長 山田 常圭)

## Report

火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書の公表	17
対象火気設備等技術基準検討部会報告書の概要	19

## Topics

平成27年度消防研究センターの一般公開	21
期限内の消防の広域化の推進について	22
平成27年春の消防関係叙勲並びに褒章伝達式	23

## 先進事例紹介

女性消防団員は地域のかなめ ～女性ならではの活動を目指して～ (岡山県 美咲町消防団)	25
消防の広域化 あらゆる災害に立ち向かうために (佐賀県 伊万里・有田消防本部)	27

## 消防通信～望楼

大津市消防局 (滋賀県) / 札幌市消防局 (北海道)	29
西尾市消防本部 (愛知県) / 湖南広域消防局 (滋賀県)	

## 消防大学校だより

平成27年度中の講師派遣について	30
消防大学校「客員教授」制度について	31

## 報道発表

最近の報道発表 (平成27年4月27日～平成27年5月22日)	32
---------------------------------	----

## 通知等

最近の通知 (平成27年4月27日～平成27年5月22日)	33
広報テーマ (6月・7月分)	33

## お知らせ

6月7日～13日は「危険物安全週間」	34
津波による災害の防止	35



■ 表紙  
本号掲載記事より

# 時宜にかなった社会的要請に 応えられる 消防研究センターを目指して

消防研究センター所長 山田 常 圭



消防研究所（当時、自治省消防庁所管）に着任してから、早いもので30年余りが経過してしまいました。この間、（独）消防研究所、消防研究センターと組織名が変わりましたが、『国民の安心・安全を消防科学技術の面から担う』という基本的な使命に、いささかの揺るぎもありません。しかしながら、振り返ってみますと、時代と共に事故・災害の様相も変化し、それに伴い消防研究を担う組織体制や社会的要請も少なからず変化を余儀なくされてきたというのが実感です。名は体を表す、と言われるますが、平成7年の阪神・淡路大震災後と、平成18年度の（独）消防研究所から国に戻った際の組織名称の変更は、研究組織の実体に大きな影響を及ぼす転換期であったように思われます。

前者の平成7年の阪神・淡路大震災後に、消防研究所の英語名が、“Fire Research Institute”から“National Research Institute of Fire and Disaster”へと変更になりました（同時期、消防庁も“Fire Defense Agency”から“Fire and Disaster Management Agency”と変更）。

消防において、それまで主流であった建物・市街地火災から地震等自然災害へと、緊急対応等の備えの軸足が移された時期であったと言っておよむかと思えます。

実際、その後も自然の苛烈さが増し、国民の安心・安全を脅かし続けています。平成23年の東日本大震災は言うに及ばず、昨年度に限っても、広島での集中豪雨による土砂災害、御嶽山の噴火等、多様な災害への消防の機動的な対応、またそれを支える新たな消防科学技術の研究開発が必要となってきました。消防研究センターでは、こうしたニーズに目配りをしながら、研究開発の推進に努めていく所存です。

後者の平成18年度には、“研究所”から“研究センター”と名称が変更になると共に、職員定数も大幅減となりました。傍からみると大して変わりがないと思われるかもしれませんが、研究官にとっては、研究する“所”ではなくなったのですから、それなりにショッキングな名称変更でした。また、上述の多様な災害から国民の安心・安全を守るという責務を果たすため、縮減された研究資源をいかに活用していくか、当時の消防研究センターにとって大きな試練でありましたし、現在も我々に重くのしかかっている課題でもあります。

創設なった消防研究センターでは、従来の消防に係る研究開発に加えて、火災災害調査が新たな業務として加わりました。この部署には多くの消防本部から研修生が集い、全国の火災や漏洩事故等調査を実施してきました。“センター”は中国語で“中心”といいますが、先人のご尽力のおかげで、火災災害調査において、この十年足らずの間に国の“中心”的な組織として認知されてきたのではないかと感じています。

一方、最近の事故や災害では原因の解明や対策の立案に高度な科学的専門知識を要する事案が増えてきており、研究者との協力が重要になってきています。センター内の研究者と調査官の連携を一層緊密にしていくことが当面の課題と考えていますが、研究資源に限りがある中では、大学等外部の研究機関、消防本部等外部とのさらなる連携強化が不可欠であると感じています。今後とも、我が国の消防の研究開発・調査の“中心”となれるよう、国内外を問わず多彩な研究者、調査員等の消防関係者が足を運びたいとなるような求心力のある開かれた組織を目指して、人材の育成、組織の整備に努めて参りたいと思っています。

# ネパール地震災害に対する国際消防救助隊の活動概要

参事官

## 1 地震発生・初動対応

平成27年4月25日（土）15時11分頃（現地時間11時56分頃）ネパールの首都カトマンズ北西約80kmを震源地とするマグニチュード7.8(米国地質調査所(U S G S)発表)の大規模な地震が発生しました。この地震及び5月12日（火）に発生した余震（マグニチュード7.3（U S G S発表））によりネパールの首都カトマンズを中心に死者8千名、負傷者2万名を超える甚大な被害が発生しました。

消防庁では、地震発生直後から、外務省並びに独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）と緊密な調整を行っていました。そして、地震発生当日の25日（土）、ネパール政府が各国に対して支援要請を表明したことを受け、外務省から消防庁への派遣協議があり、翌26日（日）、消防庁長官は国際消防救助隊の派遣を決定し、当日、出動順位第1位であった7消防本部に対して派遣要請がなされ、消防庁1名と7消防本部16名の計17名が国際消防救助隊として、4月26日（日）12時00分までに成田国際空港に集結することになりました。

## 2 空港集結・発隊・出発

国際消防救助隊17名は4月26日（日）12時に成田国際空港に集結し、国際緊急援助隊救助チームの他のメンバー（外務省、警察、海上保安庁、JICA等）と合流



国際消防救助隊発隊式

し国際緊急援助隊救助チーム結団式に出席した後、国際消防救助隊発隊式を行いました。発隊式では、引き締まった雰囲気の中、高市総務大臣からのメッセージを黒川参事官が代読し、派遣される隊員に伝えられました。その後、出国審査等の手続きを経て、航空機は17時52分にバンコク（タイ）へ飛び立ち、バンコク経由でのネパール入りを目指しました。

- 国際消防救助隊派遣メンバー（17名）
- ・消防庁 …………… 1名
  - ・東京消防庁 …………… 6名
  - ・さいたま市消防局 …………… 3名
  - ・浜松市消防局 …………… 3名
  - ・秋田市消防本部 …………… 1名
  - ・高崎市等広域消防局 …………… 1名
  - ・川越地区消防局 …………… 1名
  - ・富山市消防局 …………… 1名

### 国際消防救助隊発隊式での高市総務大臣メッセージ

- 昨日、15時11分頃（現地時間11時56分頃）、ネパール連邦民主共和国でマグニチュード7.9の強い地震が発生し、一部報道によるとこれまでに、約1,800の方が死亡するなど、甚大な被害を受けたと伺っております。
- 国際消防救助隊の皆様には、この甚大な被害を受けたネパール政府からの要請を受け、本日ここに集結して頂き、救助活動に当たって頂くことになりました。
- 消防に国境はありません。被災地は非常に厳しい環境であろうかと思いますが、皆様の『愛ある手』で、一人でも多くの方を救出し、被災地の方々のために我が国の高い救助技術を十分に発揮していただきたく、よろしくお願いします。
- 結びに、皆様が任務を立派に果たされ、無事に、日本に帰国されることを御祈念申し上げます。よろしくお願いします。





### 3 到着・現地での活動

ネパール首都カトマンズのトリブバン国際空港が混雑していた影響により、現地への到着は4月28日（火）の11時45分となりました。

カトマンズに到着した国際緊急援助隊救助チームは、空港での手続き後、現地での被災状況を確認する調査チームを編成し、カトマンズ市内の情報収集を実施するとともに、旧王宮（ハヌマン・ドガ）周辺において、捜索活動を実施しました。



活動場所出発前ミーティング

また、18時（現地時間）からは、国際緊急援助隊救助チームの団長等は、国連との打合せに参加しました。この打合せでは、各国救助チームの捜索範囲や今後の活動方針等が話し合われ、5月2日（土）まで毎日実施されました。

4月29日（水）、30日（木）は国際緊急援助隊救助チームの部隊を2つに分け、旧王宮周辺に加えバクタプール周辺の捜索活動を実施しました。

捜索活動は、救助犬によるサーチの後、隊員が手作業



手作業によるガレキ除去

によりガレキを除去していく方法で行いました。そして、4月29日（水）の捜索活動では、旧王宮周辺において女性1名の遺体を発見しました。

5月1日（金）、2日（土）はカトマンズから東へ約20kmのサクーにおいて調査を行ったところ、9歳の男児が行方不明

であるとの情報があり、全隊を投じて捜索活動を実施しました。捜索活動は、救助犬によるサーチと隊員の手作業によるガレキの除去を中心に行いましたが、発見には至りませんでした。



旧王宮周辺での活動

5月3日（日）、再度サクーでの捜索活動をしていたところ、捜索中の男児は既に発見されたとの情報が入り、この地域での捜索活動を終了。他の活動場所についての情報収集を行いました。

5月4日（月）、5日（火）はネパール武装警察からの依頼に基づき、ゴンガブ地区での捜索活動を実施しました。この地区では、1、2階が座屈した5階建ての建物を中心に活動を行い、構造評価専門家による安全確認を行いながら、建物内の床に穴をあけ、カメラによる要救助者の捜索を行い、建物内に要救助者がいないことを確認していきました。



カメラによる捜索活動

5月5日（火）夕方には、国際緊急援助隊救助チームの団長がネパール武装警察から救助の支援が必要な地区がないとの説明を受け、5月6日（水）に捜索活動を終了することになりました。



## 4 帰国

5月8日（金）、ネパールでの任務を終えた国際緊急援助隊救助チームは、現地時間13時30分にカトマンズを出発し、バンコク経由で2便に分かれて、5月9日（土）に帰国しました。

帰国後は国際緊急援助隊救助チーム解団式を実施、その後国際消防救助隊解隊式を実施しました。解隊式では、鳥枝総括官（消防庁）の活動報告に続いて、萩森国際消防救助隊長（東京消防庁）から黒川参事官へ国際消防救助隊連帯旗が返還されました。引き続き、黒川参事官から高市総務大臣のメッセージ代読、大野全国消防長会事務総長挨拶があり、最後に写真撮影を行いました。

今回の派遣では、残念ながら生存者の救出には至らなかったものの、気温が35度を超える猛暑の中、また、要救助者や現地の被害状況等の情報把握が困難な状況の中、国際緊急援助隊救助チームの献身的な活動に対して、ネパール政府及び国民より最大限の賛辞が送られています。しかし、これに満足することなく次回以降の派遣活動がより高いレベルで遂行できるように、今回得られた貴重な教訓を生かしていくことを、国際消防救助隊17名は強く感じていました。



国際消防救助隊解隊式にて

現地ではいまだに犠牲者数が増え続けていますが、復興に向けた動きも始まっています。犠牲になられた方々のご冥福を心からお祈りするとともに、今回の国際消防救助隊の活動が被災者支援の一助となることを願います。

### 国際消防救助隊解隊式での総務大臣メッセージ

- 国際消防救助隊としてネパールにおける地震災害に派遣された、鳥枝総括官、萩森隊長以下17名の隊員の皆様、本当にご苦労さまでした。
- 今回の派遣では、大変厳しい環境の中での長期にわたる、皆様の献身的な活動について、ネパール国政府やネパール国民から高い評価と謝意が表明されており、日本においても連日大きく報道され、その活動ぶりを見るにつけ、私自身もたいへん心強く感じたところです。そして、国際消防救助隊が国際緊急援助隊の中核となって活動しておられることを総務大臣として誇りに思いました。
- ご家族の方や派遣元の消防本部におかれても、皆様の連日のご活動を誇りに思いながらも、さぞかしご心配されたことと思います。私も、皆様が全員で無事で帰国されたことに安堵しております。
- 皆様におかれましては、今回の経験をそれぞれの職場での活動に活かし、今後も人命救助という困難かつ崇高な任務に引き続き大いにご活躍いただきたいと思います。
- それでは、最後になりますが、隊員の皆様、本当にお疲れ様でした。そして、ありがとうございました。

### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部 参事官付 柳原  
TEL: 03-5253-7507



# 大規模イベント開催時の危機管理等における消防機関のあり方に関する研究結果の概要

国民保護室

## 1 はじめに

消防庁では、2019年のラグビーワールドカップ、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会という国家的、歴史的なイベントの開催に向けて、テロやその他災害等（以下「テロ災害等」という。）の緊急事態へ適切に対処するため、消防機関等がこれから取り組まなければならない課題について、様々な視点から分析し、整理することを目的とした「大規模イベント開催時の危機管理等における消防機関のあり方に関する研究」（以下「本研究」という。）を実施し、平成27年3月に結果をとりまとめました。本稿では、本研究の内容について紹介します。

## 2 本研究の概要

### (1) 本研究の進め方

本研究は、2019年ラグビーワールドカップ及び2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の2つのイベントを想定し、各分野における有識者や関係省庁の職員等からの意見等も聴取しながら、消防庁においてとりまとめました。

研究の具体的な手法としては、地下鉄サリン事件（1995年）やボストンマラソン爆弾テロ事件（2013年）等の過去の事例から教訓や課題等を抜き出すとともに、大規模イベント開催中に爆弾テロやNBCテロ等が発生した際の消防機関等の活動をシミュレーションすることで、実践的な課題の抽出及び対応策の検討を行いました。

### (2) テロ災害等の発生時における消防機関の任務

研究内容の説明に入る前に、テロ災害等の発生前後における消防機関の任務及び活動を紹介します。

- ① テロ災害等の発生時における消防の任務
- 避難住民の誘導、救助活動、消火活動、傷病者の搬送 等

### ② 消防機関のテロ災害等の発生前後の主な活動

1. テロ災害等の発生前
  - ・ 競技実施建築物等の立入検査
  - ・ 医療機関への働きかけ
  - ・ 状況に応じた警戒
2. テロ災害等の発生後
  - ・ 覚知、緊急情報の伝達
  - ・ 避難誘導
  - ・ 検知、ゾーニング
  - ・ 消火活動
  - ・ 傷病者の救助
  - ・ 除染
  - ・ トリアージ、応急救護
  - ・ 傷病者の救急搬送

## 3 研究結果の内容

本研究では、消防機関等の活動段階毎に「想定される状況と課題」を検討し、課題に対する対応策をまとめました。対応策のうち消防に関するものについては、可能な限り具体的な目標を設定し、工程表としてとりまとめました。以下では、その概要を説明します。

### (1) 想定される状況と課題

- ① テロ災害等の発生に備えた警戒体制
  - テロ災害等の発生に備えて、会場等を巡回し、警戒する人員や会場の警戒本部等で待機する人員及び車両、資機材等の確保が必要。
  - テロ災害等の発生時に、近隣の消防署や他の消防本部等から人員や車両、資機材等を速やかに現場へ投入できる体制の構築が必要。
  - 警戒体制の構築にあたり、地元消防本部において人員や車両、資機材等が不足する場合、他の消防本部からの応援等により補うことが必要。
  - この時、警戒体制が国家的な対応が必要となるテロ対策に係るものであること等を踏まえ、国が広域的な調整やその他支援を行うことが必要。

## ② テロ災害等の覚知、通報

- 警戒にあたる消防職員等は、テロ災害等の発生時に現場に先着し、ファーストレスポnderとなる可能性がある。
- このため、状況に応じてNBCテロの発生を疑い、二次災害に遭わないよう適切な行動を取るための教育が必要。
- 警戒にあたる消防職員等には、携帯可能な防毒マスクや検知器等、最低限必要な装備・資機材等の配備が必要。
- 会場スタッフや大規模集客施設の職員等にも、NBCテロに関する基礎知識を普及させることが必要。

## ③ 消防活動の開始

- 消防各隊が速やかに現場に到着するために、事案発生後の迅速な交通整理や部隊の集結スペースの確保が必要。
- テロリストの潜伏等が危惧される現場では、警察機関等と緊密に連携し、消防機関や医療チーム等の安全を確保することが必要。

## ④ 観客等の避難誘導

- 各機関が適切な情報共有の下で避難誘導の方針を統一し、現場の警戒人員が所属機関を問わず一致した避難誘導を実施できる仕組みが必要。

## ⑤ 検知・ゾーニング

- テロの発生時には、直ちにNBCの検知を実施し、検知結果（NBCの反応が無い場合も含む。）を、医療機関を含めた関係機関間で共有することが必要。
- NBCテロが疑われる場合には、NBC対策隊による検知やゾーニングの結果に基づき、消防隊や救急隊は活動を開始する。このため、NBC対策隊の速やかな現場投入が必要。

## ⑥ 消火・救助活動

- 爆弾テロの発生時には、爆発により倒壊した建物等における救助活動を行う可能性がある。この場合、建物等の更なる倒壊等による二次災害の危険性への配慮が必要。
- NBCテロの発生時には、汚染地域内での救助活動のため、陽圧式防護衣等の適切な防護措置を施した十分な数のNBC対策隊を投入することが必要。

## ⑦ NBC災害により汚染された者の除染

- NBCテロの発生時には、汚染された傷病者等に対し、除染テントや大型除染システム等を活用し除染を実施する。
- 汚染された傷病者が多数発生した時には、必要な除染能力を、近隣の消防本部等も含め、速やかに確保することが必要。

## ⑧ トリアージ、応急救護から救急搬送、医療機関の収容

- 傷病者は、現場付近の応急救護所等においてトリアージされ、救護・医療提供を受けながら、医療機関への搬送を待つことになるため、会場等に応急救護所の設置スペースや救護用資機材等の確保が必要。
- 傷病者の搬送手段の確保が必要であり、特に、地元の消防本部は計画的に救急車両等の搬送力を増強することが必要。
- 多数傷病者の発生に備えた、医療機関の傷病者の受入れ数の確保が必要。また、NBC災害による傷病者を医療機関において円滑に受け入れるため、事前の調整が必要。

## (2) 大規模イベント開催に向けた消防の対応策

### ① 計画等の作成

- 地元消防本部は、2016年度を目途に、イベント主催者等が作成する会場の警戒に関する全体計画等との整合性を図りながら、消防の応援に係る地元消防本部の配置予定人員の規模及び他の消防本部からの応援予定人員の規模を含めた会場等消防警戒計画を作成する。
- 地元消防本部は、2017年度より、テロ災害等の発生時に備え、災害の規模等に応じた出動部隊数や応援要請の基準、部隊の集結場所等を定めた消防応急対応要領を作成する。
- 消防庁は、2017年度に、テロ災害等の発生時に備え、派遣部隊の規模や部隊編成、進出拠点等を定めたラグビーワールドカップ緊急消防援助隊アクションプラン及びオリンピック・パラリンピック緊急消防援助隊アクションプランを作成する。
- 開催地の都道府県は、2017年度より、関係消防本部及び医療機関等間で調整の上、広域的な分散搬送を含めた、地域医療搬送要領を作成する。





## ② 人員の確保

- 地元消防本部は、2015年度より、会場等消防警戒計画の調整状況を踏まえ、消防の警戒に係る配置予定人員の規模を決定し、計画的に必要な人員を確保する。
- 地元消防本部の配置予定人員では、必要な人員が不足する場合、2016年度より、他の消防本部からの応援予定人員の規模を決定する。

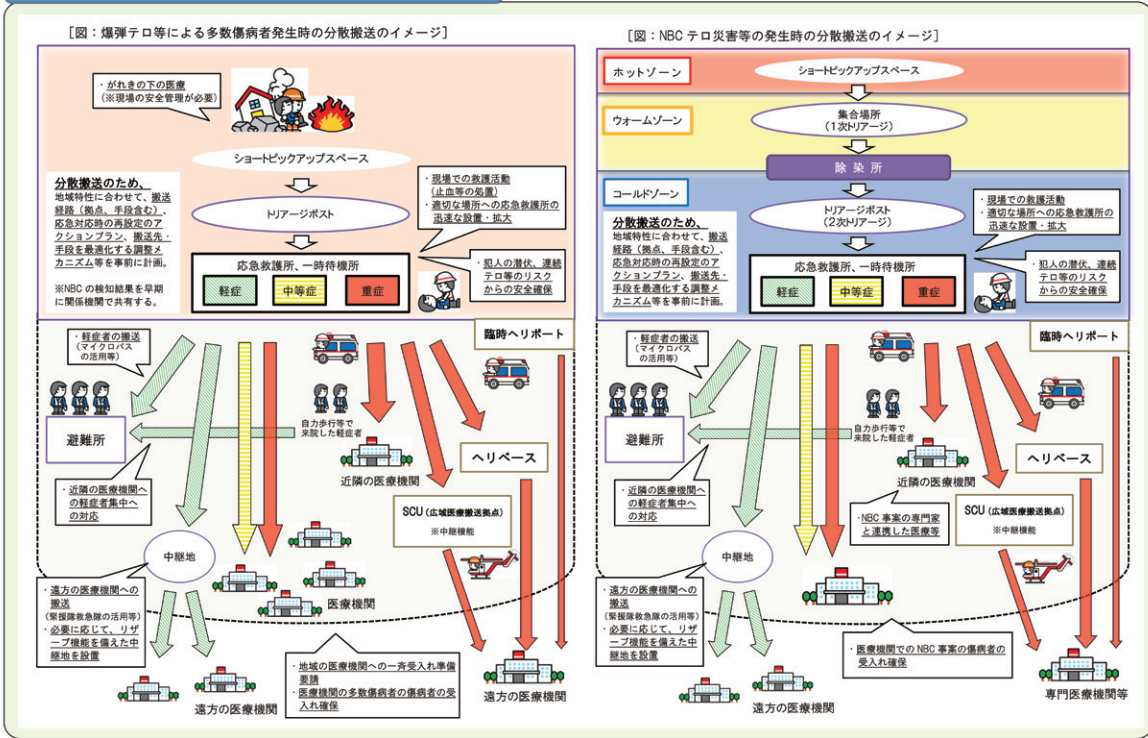
- 消防庁は、他の消防本部からの応援体制の構築にあたり、必要な調整、支援を行う。

## ③ 車両、資機材等の確保

- 会場等の警戒体制の構築にあたり、会場等の警戒にあたる部隊は、下図のような車両、資機材等を準備する。

各部隊の区分、任務、車両、資機材、教育					
区分	発生前の任務	発生後の任務	必要な車両	必要な資機材等	必要な教育
消防隊	・会場等における警戒(巡回)	○進入統制ライン・消防警戒区域の設定	ポンプ車	○防毒マスク(多用途) (巡回時各自で携帯) ○NBC検知器(携帯型) (巡回する隊ごとに携帯)	○NBCテロ災害等のファーストレスポnderとしての教育
	・会場等の警戒本部に待機 ・消防署等に待機	○観客の避難誘導等 ○救助活動支援 (ショットピッキング後の傷病者をウォームゾーンへ搬送) ○除染支援		—	○レベルB防護服 ○レベルC防護服
消防団	・会場等における警戒(巡回)	○後方支援、避難誘導等	—	○携帯無線機 (巡回時各自で携帯)	○NBCテロ災害等のファーストレスポnderとしての教育 内容を訓練等に反映
航空隊	・上空からの警戒 ・近隣ヘリポート等で待機	○上空からの情報収集 ○傷病者の搬送等	ヘリコプター	○ヘリサット	
指揮隊	・会場等の警戒本部に待機	○情報収集・指揮命令等	指揮隊車	—	
救助隊	・会場等の警戒本部に待機 ・消防署等に待機	○爆弾テロ等に伴うがれきりや破損車両等からの救助活動 ○NBCテロでは救助活動の支援 (ショットピッキング後の傷病者をウォームゾーンへ搬送等)	救助車、工作車	○ウオーターカッター等の切断用資機材 ○救助用支柱資機材 ○探索用高度資機材 (画像探索機、地中音響探知機等)	○必要に応じて、NBCテロ災害等のファーストレスポnderとしての教育
				○レベルB防護服 ○レベルC防護服	
NBC対策隊 (NBC災害専門救助隊)	・会場等の警戒本部に待機 ・消防署等に待機	○検知・同定 ○ゾーニング ○救助活動 (ホットゾーン内のショットピッキング)	NBC災害対策車	○レベルA防護服(陽圧式) ○NBC検知・同定装置	○NBC災害への対処に係る専門教育 ○NBC災害への対処能力の認証
	・消防署等に待機	○救助活動支援 (ショットピッキング後の傷病者をウォームゾーンへ搬送等) ○除染		除染車	○レベルA防護服(陽圧式) ○レベルB防護服
救急隊	・会場等の救護所に待機	○傷病者の救護、搬送	救急車、応急救護車	—	

### 救助から医療機関への分散搬送までのイメージ



#### ④ 研修・訓練等の実施

- 消防庁は、2015年度に、NBC災害の専門部隊に対する教育カリキュラムを検討し、2016年度より、消防大学校において当該カリキュラムを用いた教育訓練を実施するとともに、教育訓練を受けた者に対する認証を行う。
- 消防庁は、2016年度に、警戒にあたる消防職員に対するNBCテロ災害等のファーストレスポンドーとしての教育内容を検討し、2017年度より、各消防学校等における教育訓練を実施する。
- 警戒にあたる消防団についても、NBCテロ災害等のファーストレスポンドーとなる可能性があるため、2017年度より、各消防学校における訓練等に上記の内容を反映する。
- 消防庁は、2016年度より、会場スタッフや大規模集客施設等の職員に対するNBCテロ災害等の基礎知識について普及啓発資料を作成し、普及を図る。
- 消防庁は、国と地方公共団体が共同で実施するテロ災害等への対処能力向上のための国民保護共同訓練について、大規模イベントの開催団体を中心に実施回数を増やすとともに、内容の充実を図る。

#### ⑤ 関係機関間の連携

- 国は、イベント期間中の警戒体制の水準を関係機関

間の適切な役割分担の下で確保するとともに、警戒本部や合同指揮所等を中心に、関係機関が情報を共有し、連携する仕組みを構築する。

- 多数傷病者やNBC災害により汚染された者の医療機関の受け入れ数について、事前に医療機関等と調整し確保する。

## 4 おわりに

本研究で見えてきた課題やその対応策については、今後も国際情勢の変化や訓練の積み重ねの中で、不断の分析と改善を図っていくことが必要です。また、これら課題やその対応策には、消防のみでは対応が困難なものが多く含まれています。このため、本研究の内容は、関係機関等へ広く共有を図っていくものと考えています。

本研究の結果は、消防庁のウェブサイトにも掲載しており、ダウンロードも可能です。

本研究の結果が、これから国家的な大規模イベントの開催を迎える我が国において、危機管理のあり方を検討する一助となることを期待しています。

#### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室 近藤、安藤  
TEL: 03-5253-7550



# 放射性物質事故等対応資機材に関する調査 検討報告書の概要

特殊災害室

## 1 はじめに

消防庁では、東京電力（株）福島第一原子力発電所事故等の消防活動や、近年のNBC災害対応資機材の高性能化に伴う検知、除染、救助等の活動手法の進展などを踏まえ、平成25年度に「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」の改訂を行いました。この過程において、放射性物質事故等が発生した場合、消防機関が円滑かつ安全に消防活動を実施していくため、今後整備していく資機材の種類について、検討が必要とされました。

このため、放射性物質事故等対応資機材について、最新の実情を調査し、その特徴や使用時の課題の整理を行うとともに、消防機関側のニーズも踏まえた対応資機材の今後の方向性について報告書を取りまとめましたので、その概要を紹介します。

## 2 報告書の概要

○ **現在供給されている対応資機材は、従来品と比較して消防活動がより安全かつ効果的・効率的に行えるよう改良されている。**

### I 防護資機材（防護服・呼吸保護具）

- ・ 従来製品と比較すると軽量で機動性が向上していることから、身体的負担の軽減や機動性や作業効率の向上が期待できること
- ・ 空気ボンベからの給気と吸収缶（フィルター）を通じての外気からの給気を切り替えることで空

気ボンベの消費を抑え、従来製品に比べて活動時間の拡大が期待できること 等

### II 放射線測定器（個人警報線量計・空間線量率計・表面汚染検査計）

- ・ 無線通信機能や位置情報測位機能（GPS）付きの線量計を活用することにより、現場指揮本部において活動隊員の位置や積算線量及び空間線量などをリアルタイムで一元管理することが可能となること
- ・ 核種同定が可能な測定器を活用することにより、医療機関に有効な情報提供ができるとともに、よりの確な助言を受けることができ、現場の状況把握や以後の活動方針の決定資料となること
- ・ 体表面モニターを活用することにより、汚染検査にかかる時間及び隊員数を減らすことができ、被ばく量の低減につながる可能性があること 等

### III その他（遠隔探査装置・放射線可視化装置）

- ・ マルチコプターに放射線測定器を搭載して飛行することにより、広範囲のモニタリングが遠隔で可能となること
- ・ 汚染が広範囲にわたる場合は、放射線可視化装置を活用することにより、隊員が行う放射線検



出活動よりも安全かつ迅速に、より適切な進入・退出経路の選定が可能になること。また、局所的な災害の場合は、放射線源の位置特定等にも有効に活用できること 等

向上等が図られること

- ・ 放射線可視化装置を活用し迅速な消防活動を行えるよう、線量測定から画面に表示されるまでのタイムラグが解消されることが望まれること 等

## ○ 消防の現場ニーズ等を反映した対応資機材の方向性

### I 防護資機材（防護服・呼吸保護具）

- ・ 更なる軽量化及び機動性の向上を図るための新機材の開発等が進められること
- ・ より多くの物質に対応可能な吸収缶等の開発が望まれること 等

### II 放射性測定器（個人警報線量計・空間線量率計・表面汚染検査計）

- ・ 無線通信機能や位置情報測位機能（GPS）は、通信の安定性が重要であり、安定的な通信の確保のための技術開発が望まれること
- ・ 多機能化を図りつつ重量や操作性が活動隊員の負担に配慮した機器の開発が望まれること
- ・ 体表面モニター等を災害現場で速やかに活用できるように、組立て前の小型化や軽量化が図られるとともに、組立ての簡易化が望まれること 等

### III その他（ダストモニター・遠隔探査装置・放射線可視化装置）

- ・ 活動環境の放射性粉じんの濃度だけでなく、粉じんそのものの粒径分布、粉じんに含まれる核種、粉じんの化学的組成等の測定が可能になることが望まれること
- ・ マルチコプターの飛行時間の向上のためのバッテリーの性能向上、電波干渉の回避、安全性の

## 3 おわりに

近年、新素材の開発、情報通信技術やロボット技術の進歩は著しく、放射性物質事故等対応資機材として活用できる様々な資機材が供給されるようになってきました。

しかしながら、過酷な消防活動の現場では、更なる身体的負担の軽減、機動性や操作性の向上に係る潜在的なニーズが常にあることから、これらのニーズを反映させるような継続的な開発が行われることが望まれます。このためには、消防活動に活用する可能性のある資機材について、技術動向を踏まえつつ、継続的に情報の収集・整理を行っていくとともに、現場のニーズをメーカーや研究機関を含む関係者で共有していくことが重要です。

また、消防機関においては、本報告書を参考に、放射性物質取扱施設や放射性物質輸送等の事故等に備えた対応資機材の購入・更新等を行い、必要な対応体制を整備・強化していただければ幸いです。

#### 問い合わせ先

消防庁特殊災害室 齋藤、梅村  
TEL: 03-5253-7528



# 平成26年度救急業務のあり方に関する検討会の概要

救急企画室

## 1 はじめに

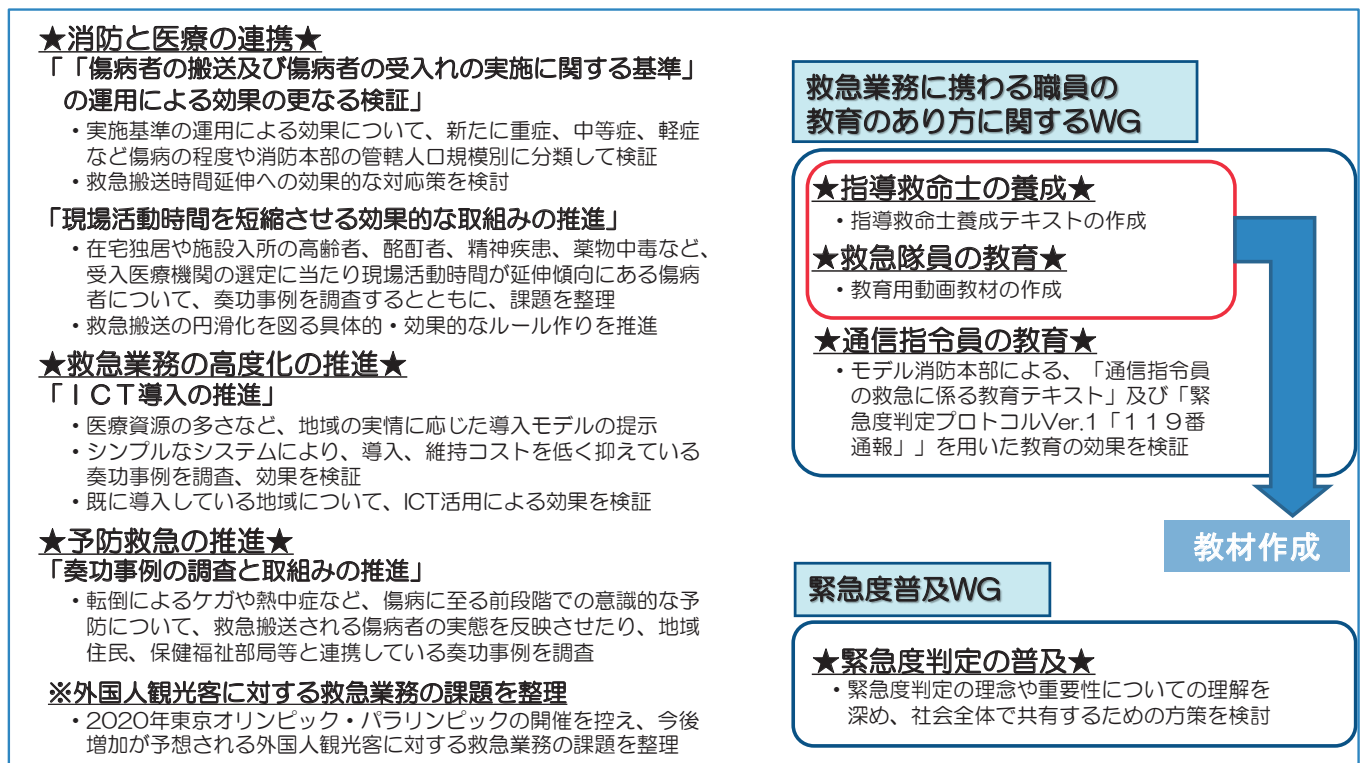
消防庁救急企画室では、増加を続ける救急需要に対して円滑な救急救急業務を行うことを目的に「平成26年度救急業務のあり方に関する検討会」（座長：山本保博 東和病院院長）（以下、「検討会」という。）を開催しました。検討会では、「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」の効果、改善などに向けた検討項目を設け、有識者を交えて4回にわたり検討を行いました。今回、平成27年3月にまとめた検討会報告書を元に、その概要についてご紹介します。

## 2 検討会開催の背景と目的

平成27年3月に消防庁が公表した、平成26年中における全国の救急出動件数の速報値では、救急自動車による救急出動件数は約598万件、搬送人員は約540万人でいずれも過去最多を更新しました。また、病院収容所要時間（119番通報から病院等に収容するのに要した時間）についても年々増加しており、平成25年中の確定値において前年より0.6分延伸し39.3分と過去最長となっています。

そのような中、検討会では課題解決に向けて検討項目を図表1のように設定し検討を行いました（WG＝ワーキンググループを開催し検討）。

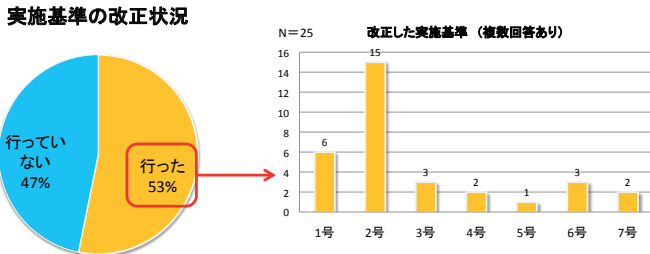
図表1 平成26年度救急業務のあり方に関する検討会 主要検討項目



### 3 各検討事項の概要

#### (1) 消防と医療の連携

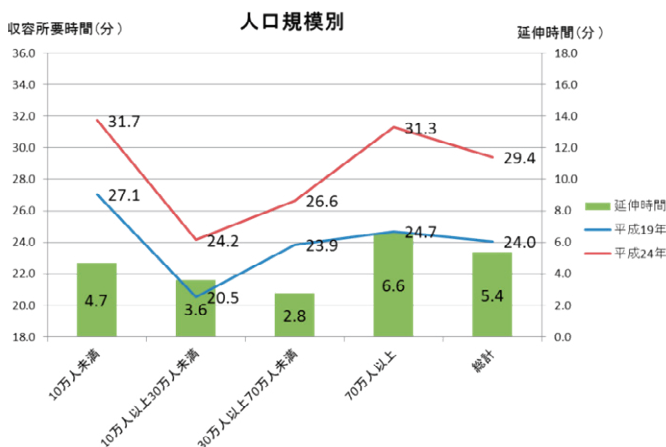
図表2 実施基準の改正状況 (平成26年度調査)



消防と医療の連携では、救急統計データを用いて実施基準策定の効果の有無を分析するとともに、消防本部へのアンケート調査を通じて救急業務の覚知から病院収容までの各段階における搬送時間の延伸要因と短縮要因を整理しました。その結果、実施基準は重症等において収容所要時間の延伸抑制効果が現れていると考えられるようなデータが得られたとともに、管轄人口規模10万人以上70万人未満の中規模消防本部で特に実施基準が効果を発揮しやすいのではないかと考えられるデータが得られました(図表3)。

また、アンケート結果では、全国的に収容所要時間が延伸しているものの、消防本部の管轄人口規模ごとにその要因には違いが見られることがわかり、消防本部の管轄人口規模ごとに適切な対策を講ずる必要があることが示されました。

図表3 管轄人口規模別収容所要時間の延伸の状況

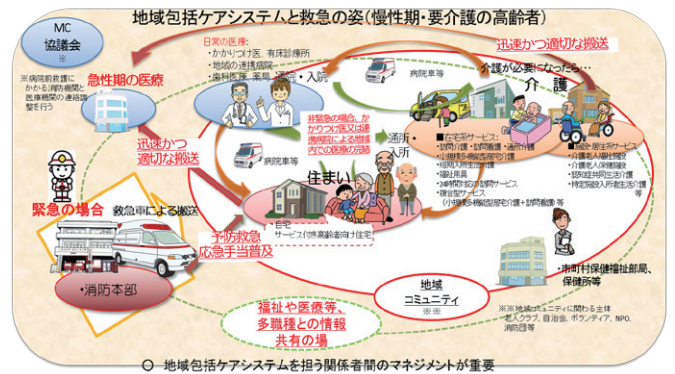


神奈川県を例に、実施基準の運用前の平成19年と運用後の平成24年について、医療機関収容までの時間を消防本部の管轄人口規模別に分類し、比較したものを。管轄人口規模70万人以上の消防本部が最も長いのにに対し、10万—30万人及び30万—70万人規模の消防本部の時間の伸びが低い。

実施基準が実効性を有する背景として、消防機関と医療機関等の関係者がそれぞれ搬送及び受入れに関するルール作りに主体的に参画し、関係者間で「顔の見える関係」を形成し、十分な議論を経た上で実施基準を作り上げているのではないかと考えられ、各地域でそのような議論の場づくりが重要と示されました。

また、地域ごとに広がっていく「地域包括ケアシステム」への消防機関の関わりについては、緊急度から判断して救急搬送が必要な傷病者の迅速かつ適切な救急搬送につなげることが期待でき、消防機関にとってもメリットではないかとの考えが示されました。

図表4 地域包括ケアシステムと救急の姿 (慢性期・要介護の高齢者)



法定協議会における実施基準の運用改善に向けた議論の活性化については、地域メディカルコントロール協議会等の地域レベルでの議論の場から議論を積み上げが重要と指摘されました。また、現状の認識共有の重要性も示され、関係者の合意の下で確実に運用できるような6号基準を定めることが重要とされました。

#### (2) 救急業務におけるICTの活用推進

実態調査では、平成26年度までにICTを導入・活用している都道府県は33団体となり着実に増加していることがわかりました。

図表5 導入範囲別・導入時期別 ICTの導入状況

	平成25年までに導入した団体	平成26年以降に導入した団体
全圏域	8団体(茨城県、栃木県、群馬県、岐阜県、大阪府、奈良県、香川県、佐賀県)	2団体(埼玉県、広島県)
一部地域	18団体(北海道、宮城県、福島県、千葉県、東京都、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県、宮崎県)	5団体(秋田県、神奈川県、新潟県、富山県、長崎県)



ICT活用の今後の普及に向けては、消防機関だけでなく医療機関においても、システムの構築や運営に主体的な役割を果たすことが望ましく、ICTの導入が救急業務の円滑化に対して効果を発揮するためには、単にICTによる枠組み、いわば「箱」を導入するだけでは不足であり、医療機関と消防機関がともに主体的にシステムの構築や運営に参画し、双方にとって有効なシステムとなるよう運用していくことが不可欠であると示されました。

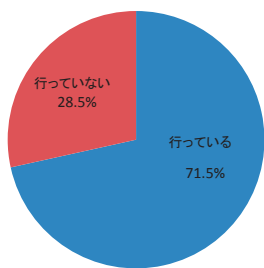
また、ICTを導入した上で、受入状況の共有やリアルタイムでの更新を促進し、医療機関同士で状況の見える化を進めることで、医療機関側の傷病者の受入れに対する意識を高める効果があることも示されました。

### (3) 予防救急の推進

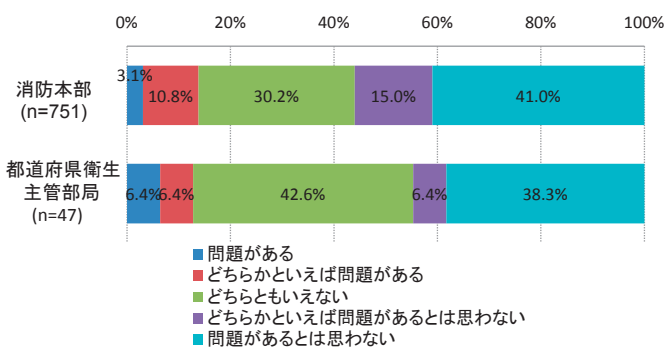
予防救急に関するアンケート調査の結果、全国の7割以上の消防本部で既に救急搬送に至る傷病を予防する取組を実施しており、またそのような取組を行う必要性についてもおおむね共通認識となっていることが明らかになりました。呼称については「予防救急」という言葉を統一的に普及させることは課題であるという結果になりましたが、救急搬送に至る傷病を予防する取組の普及については、一定の理解があることが確認されました。

予防救急については、各地域の救命率の向上に資するような効果的な取組を推進し、未実施の消防本部においても新たな立ち上げを促すことが望まれると示されました。

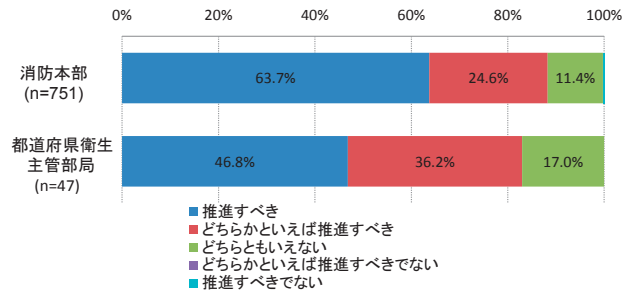
図表6 「予防救急」の実施状況 (n=751)



図表7 「予防救急」という呼称に対する考え



図表8 「予防救急」の取組の推進に対する考え



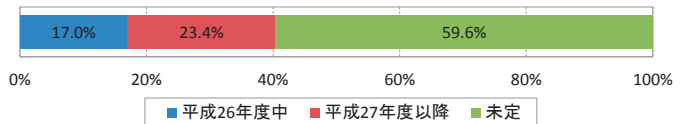
### (4) 救急業務に携わる職員の教育のあり方

#### ① 救急救命士ワーキンググループ

指導救命士の養成の全国展開と指導救命士の全国運用に向けて「指導救命士の養成に係るテキスト」の作成が進められました。

指導救命士として必要なスキルである「知識」「技術」「指導」「連携」の4つについて、具体的な教育項目ごとに学習が必要な事項が検討され報告書では骨子版が巻末にまとめられました。今後、引き続きテキスト作成作業を進め、全体版を完成させることが必要であると示されました。

図表9 指導救命士の認定の予定 (都道府県MC n=47)



図表10 指導救命士の養成に係るテキストの目次構成

<p><b>I 知識</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医学と教育：救急隊員のための医学概論</li> <li>・消防行政：救急業務と関係法令</li> <li>・救急実務：消防組織とメディカルコントロール</li> <li>・救急実務：救急隊長実務</li> <li>・救急業務の研究：救急業務と統計学</li> </ul> <p><b>II 技術</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場活動総論：救急活動技術</li> <li>・救急活動各論：基本手技の確認</li> <li>・救急活動各論：安全管理・観察・処置</li> <li>・救急活動各論：接遇要領</li> <li>・救急活動各論：救急現場学 (経験的知識・技能・対応)の構築</li> </ul>	<p><b>III 指導</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育概論：成人教育法</li> <li>・教育技法：評価技法</li> <li>・教育技法：コミュニケーション技法</li> <li>・教育技法：プレゼンテーション技法</li> <li>・教育技法：事例提示技法</li> </ul> <p><b>IV 連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急救命士の再教育：症例検討会の計画と運営</li> <li>・救急救命士の再教育：対象者の習熟度に合わせた病院実習カリキュラムの作成</li> <li>・救急救命士の再教育：実践技能コースの計画と連携</li> <li>・救急救命士の再教育：集中講義の計画と連携</li> <li>・救急活動事後検証：救急活動事後検証のあり方 (検証結果とフィードバック)</li> </ul>
--	---

## ②救急隊員ワーキンググループ

特に新任隊員の早い段階での教育が求められる項目や救急救命士との連携を要する項目を取り上げた救急隊員を対象とした教育用動画教材を作成し、全国に報告書とともに配布されました。

教育用動画教材の項目としては、頻繁には遭遇しないが重要なもの、救急救命士が介助を要するもの、処置範囲拡大の対応に関するものとして、「異物除去」、「気管挿管の補助」、「静脈路確保及びブドウ糖投与の補助」、「接遇（講義編）」、「接遇（シナリオ編）」の5本の動画が作成され教材として収録されました。

## ③通信指令員の救急に係る教育ワーキンググループ

平成26年度は、前年度に策定された「通信指令員の救急に係る教育テキスト」及び「緊急度判定プロトコル Ver.1「119番通報」」を教材として、12消防本部をモデル地域としたモデル教育を実施し、その教育効果を検証しました。

検証の結果、知識理解度、実践能力、モチベーション向上等に有意に作用することが明らかとなり、次年度以降、全国の消防本部で積極的に教育が展開されることが必要とまとめられました。

また、医師が参画した消防本部では、医師の通信指令業務に対する理解が深まり、事後検証の観点からも双方に有益であると報告されています。

## (5) 緊急度判定体系の普及

緊急度判定体系の普及には、多数の者を対象にした「マスメディア」による広報と、応急手当講習や市民団体が主催するイベント等の「場」を活用しての普及の両面からアプローチしていくことが重要であるとされ、住民向けのシンプルな普及啓発資料として「救急車利用リーフレット」を改訂しました。

**図表11 ヒアリング対象の立場別にまとめた緊急度判定体系の普及の場**

対象	市民全般	より明確な対象			
		子ども・家族	成人	高齢者	患者
場	・応急手当講習 ・市民団体が主催する講習	・母子保健(母子手帳、パパママ教室等) ・育児サークル ・保育園、学校	・運転免許講習 ・企業の社員研修 ・婚姻届申請時	・高齢者施設 ・地域包括支援センター(例:認知力フェ)	・クリニック等の診療
プロバイダー	・消防職員 ・医療者(医師会、日赤、保健所等)	・先生	・職場の労働衛生担当者、上司 ・役所窓口職員	・保健師、行政職員、ホームヘルパーなど	・医師等の医療従事者
留意点	・制服を着ているプロの言葉は説得力がある ・応急手当講習にパッケージ化	・家族に話すことを狙う	・興味をもたない人へ手法として有力 ・企業へのインセンティブも説明可能	・地域包括ケアにおける地域作りの一環に織り込む	・医師会との連携重要。医療機関にとってもメリットあり(47119に誘導等)診療室等のポスターが有効
・行政寄りには医療資源への適正利用についての現状等についても触れ、受療行動についての理解を深めさせる。					

電話相談事業については、既にも実施している行政機関における同事業の財源や実施形態、効果等を調査し、事例集がまとめられ、実施されていない団体に対しての導入への働きかけが必要と示されました。

そのほかにも、救急受診ガイドの更なる活用や、緊急度判定体系普及に向けた関係省庁との横断的な検討の必要性についてもまとめられました。

## (6) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた課題整理

2020年オリンピック・パラリンピックに向けて、救急業務の課題及び対応の方向性をアンケート調査し、今後の検討の方向性を整理しました。その結果、「外国語対応・コミュニケーションの問題(文化・宗教含む)」、「熱中症対策の強化」、「多数傷病者発生時の対応」、「感染症対策」が挙げられ、具体的方策についても早急にとりまとめていくことが必要と示されました。

## 4 おわりに

平成26年度の検討会により、消防と医療の連携や救急業務に携わる職員への教育など、継続して検討が重ねられている課題についても、更に前進した提言がまとめられました。しかしながら、延伸を続ける医療機関収容までの時間や高齢化社会の進展などに表されるように、救急業務を取り巻く課題はなおも膨らみつつあり、今後もあらゆる側面から課題解決に向けた検討が求められていくものと考えられます。

### 問い合わせ先

消防庁救急企画室  
TEL:03-5253-7529

## 火災危険性を有する おそれのある物質等に関する調査検討報告書の公表

### 危険物保安室

#### 1 はじめに

現行の消防法に規定する危険物に該当しないが、火災危険性を有すると考えられる物質（以下「火災危険性を有するおそれのある物質」という。）や、火災予防又は消火活動上支障を生ずるおそれのある物質（以下「消防活動阻害物質」という。）が新たに出現し、把握されないうまま流通すると、火災発生時の危険性や消火活動時の危険性が增大するおそれがあります。

これらの物質による災害を未然に防止し、万が一災害が発生した場合においても、安全に消火活動を行うためには、該当する物質を早期に把握し、危険性を評価することが必要となります。

このような状況を踏まえ、消防庁では毎年、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、火災危険性を有するおそれのある物質や消防活動阻害物質の調査検討を行っています。

このたび、平成26年度の報告書がまとまりましたので、その概要等について紹介します。

(関連URL：[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/03/270326\\_houdou\\_2.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/03/270326_houdou_2.pdf))

#### 2 報告書の概要

##### 2.1 火災危険性を有するおそれのある物質の調査検討概要

検討会では、国内外の事故事例のデータベースや化学物質に関する文献等から火災危険性を有するおそれのある物質を抽出し、用途や流通状況によって優先順位をつけ、その順位が上位のもののうち、確認試験を行ったこ

とのない物質2物質と、前年度の候補物質で入手可能となった1物質について、当該物質毎の想定される火災危険性に応じた危険物確認試験を実施しました。

消防法に規定する危険物に追加する必要性の有無について検討を行った結果、危険物に追加するための条件とする①及び②（補足1参照）を満たす物質は無く、今回、消防法に規定する危険物へ追加すべき物質はありませんでした。

(補足1)

##### 【危険物に追加するための条件】

下記の①及び②を満たすこと。

- ①消防法に規定する危険物の性質を有すること。
- ②年間生産量等が一定量以上あること。

##### 2.2 消防活動阻害物質の調査検討概要

検討会では、毒物及び劇物指定令の一部改正（平成26年6月25日及び平成26年7月1日に施行）により、新たに毒物又は劇物に指定された3物質及び除外された3物質を対象に、消防活動阻害物質に追加する必要性の有無について検討しました（補足2参照）。

その結果、新たに毒物又は劇物に指定された3物質のうち、2物質は危険物に該当し、他の1物質は、消防活動阻害物質としての指定について検討する必要があるとされました。検討結果に基づき、1物質について粒度測定及び加熱発生ガスの分析を行った結果、500℃から800℃において有毒ガスが発生していることなどの理由により、今回、消防活動阻害物質として指定することが適当であると結論付けられました。

なお、除外された3物質については、消防活動阻害物質に指定されていないため、対応の必要はないとの結論に至りました。

(補足2)

##### 【消防活動阻害物質に追加するための考え方】

消防法の危険物に非該当で、流通実態を考慮し、下記①～④のいずれかに該当する物質から決定する。

- ①常温で人体に有害な気体であるもの又は有害な蒸気を発生するもの。
- ②加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生するもの。



- ③水又は酸と反応して人体に有害な気体を発生するもの。
- ④注水又は熱気流により人体に有害な粉体が煙状に拡散するもの。

### 3 その他

平成26年5月に東京都町田市で発生した作業所火災事故を受け、引き続きマグネシウム等の消防活動阻害性等について調査検討を行っていくこととされました。

### 4 おわりに

消防庁では引き続き、火災危険性を有するおそれのある物質や消防活動阻害物質の調査検討を継続していくこととしています。また、今回の検討会において、新たに危険物に追加する物質がなかった一方、消防活動阻害物質として新たに1物質を指定することが適当とされたところであり、今後、速やかに関係省令の改正を行う予定です。



消防活動阻害物質に追加することが適当であると結論付けられた「ピロカテコール」

#### 問い合わせ先

消防庁危険物保安室 危険物判定係 清水・神山  
TEL: 03-5253-7524

## 対象火気設備等技術基準検討部会報告書の概要

予防課

### 1 はじめに

ガスこんろ等の火気設備及び蓄電池設備等の電気設備（以下、「対象火気設備等」という。）を規制する省令※の施行後10年が経過し、当初、省令で想定していなかった設備や、大容量の設備が開発され、なかには既に市場に流通しているものもあります。

このため、消防庁では、対象火気設備等を規制する省令の見直しに向けた検討を行うため、消防庁が主催する「予防行政のあり方に関する検討会」の下で「対象火気設備等技術基準検討部会」（座長：東京理科大学大学院 国際火災科学研究科 小林恭一教授）を開催し、検証実験等により対象火気設備等に係る技術基準について検討を行い、報告書を取りまとめました。



ここでは、平成27年3月30日に公表した検討部会の報告書の概要を紹介します。なお、報告書の全文については、消防庁ホームページ（[http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi\\_kento/h26/kakisetubigijyutukijyun/index.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h26/kakisetubigijyutukijyun/index.html)）を参照してください。

※対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年三月六日総務省令第二十四号）

### 2 検討項目

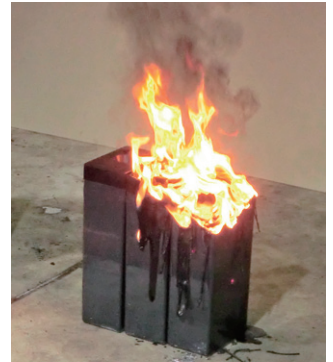
- (1) 蓄電池設備の規制単位等の検討
- (2) ガスグリドル付こんろに係る離隔距離の検討
- (3) 入力4.8kWを超え5.8kW以下の電磁誘導加熱式調理器（グリル複合品を含む）（以下、「IH調理器」という。）に係る離隔距離の検討

### 3 検証実験

- (1) 蓄電池設備（鉛蓄電池、アルカリ蓄電池）の規制対象を、現在リチウムイオン蓄電池設備で規制している18kWhにするにあたり、より危険側である18kWh相当の鉛蓄電池設備にて、電気的出火危険、蓄電池間の延焼危険、キュービクル外部への延焼危険を検証するため、それぞれ燃焼実験を実施しました。



電気的出火危険の検証



電池間の延焼危険の検証



キュービクル外部への延焼危険の検証

- (2) ガスグリドル付こんろと可燃物等までの離隔距離について検証するため、新たに設置される14kWのガスグリドル付こんろの離隔距離が、すでに流通している14kWのガスグリドル付こんろと同等の規定で支障ないか、告示※で定める試験方法により、燃焼実験を実施しました。

※対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成十四年三月六日消防庁告示第一号）



- (3) 入力5.8kWのIH調理器と可燃物等までの離隔距離について検証するため、すでに流通している4.8kWのIH調理器と同等の規定で支障ないか、告示で定める試験方法により燃焼実験を実施しました。



## 4 報告書の概要

- (1) 蓄電池設備の規制単位等の検討については、鉛蓄電池設備は燃焼実験の結果、現在の規制単位（4800AH・セル以上）を緩和することは困難であるという結果を踏まえ、現行と同様の規制対象とした上で、蓄電池の出火危険に対する具体的な対策についての検討を引き続き行う必要がある。また、アルカリ蓄電池設備の規制対象の緩和については、燃焼実験等により出火危険性について、別途検証する必要があるとされました。
- (2) ガスグリドル付こんろについては、ガスグリドル付こんろと同様の離隔距離として支障ないとされました。
- (3) 入力4.8kWを超え5.8kW以下のIH調理器については、入力4.8kW以下のIH調理器と同様の離隔距離として支障ないとされました。

## 5 消防庁の動き

消防庁では検討部会からの提言を踏まえ、蓄電池設備については、新たに蓄電池設備の規制に係る検討部会を設置し、引き続き検討を行う予定です。なお、ガスグリドル付きこんろ、IH調理器については、対象火気設備等を規制する省令及び火災予防条例（例）の改正を行う予定です。

### 問い合わせ先

消防庁予防課 齋藤 岡  
TEL: 03-5253-7523



# 平成27年度消防研究センターの一般公開

## 消防研究センター

発明の日（4月18日）を含む科学技術週間に合わせて、4月17日（金）に一般公開を実施しました。今年度も、隣接する消防大学校、日本消防検定協会及び一般財団法人消防科学総合センターと共同で開催し、いわゆる三鷹キャンパスをあげての一般公開となりました。

今年度の一般公開では、日頃行っている研究開発の紹介や毎日の防火安全につながる体験コーナーなど全23項目にわたる展示を行い、うち11項目については実演を行い、昨年度よりも約10%増の611人の来訪者を迎えることができました。来訪者の内訳は、消防防災関連企業の会社員（23%）や消防職員（12%）などの消防関係が多く来場しましたが、消防防災関連企業を除く一般の会社員（36%）や学生など幅広くご参加頂きました。

消防研究センターでは、平成23年3月11日の東日本大震災の課題を踏まえた研究開発に取り組んでいます。そ

れらのうち、太陽光発電システムが火災にあった際の危険性についての紹介（写真1）や、ガレキや海水で立ち入り困難な津波被害現場での消火・人命救助用消防車両（小型水陸両用車）（写真2）について、実物の展示や実演を行いました。

消火については、泡消火のメカニズムを、燃焼状況がタンクの底や側面から観察可能な実験用小規模タンクの実演をまじえて紹介しました（写真3）。さらに、液体燃料の火災危険性を調べるため、軽油を燃料として用いて、直径1mの容器で燃焼実験（写真4）を行いました。

消防研究センターは、今後も、国民の安全を守る身近な研究機関として、また、消防防災を専門に研究する唯一の国立研究機関として、より一層、消防防災科学技術の向上に努めてまいります。



写真1 太陽光発電システムの火災時における危険性の紹介



写真2 津波被害現場用の消防車両等の実演



写真3 石油タンク火災の泡消火技術の実演



写真4 軽油の燃焼性状実験

### 問い合わせ先

消防庁消防研究センター  
TEL: 0422-44-8331（代表）

# 期限内の消防の広域化の推進について

## 消防・救急課

### 1 はじめに

消防庁では、平成18年から消防組織法第4章「市町村の消防の広域化」及び市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第33号。以下「基本指針」という。）に基づき、各市町村の自主的な広域化を推進していますが、広域化の実現は、平成27年4月1日現在、39地域にとどまっているところです。消防の広域化の推進期限である平成30年4月1日までの実現に向け、平成27年4月27日付け都道府県知事宛消防庁次長通知により、積極的な都道府県の取組を要請したところであり、概要は次のとおりです。

### 2 消防広域化重点地域の指定

消防庁としては、平成25年4月1日の基本指針の改正により、広域化の必要性がより高い地域の広域化を実現するために消防広域化重点地域（以下「重点地域」という。）の枠組みを設け、集中的に支援を行っているところです。※消防庁の財政支援策参照（平成27年4月1日現在で、12道府県、30地域を重点地域に指定）

これまでの消防の広域化の事例でも、広域化の検討から実現までに一定の期間を要していることを踏まえ、平成30年4月1日に向け、都道府県内の市町村の消防の現状及び将来の見通しをあらためて再検証していただくことが重要です。その上で、広域化の必要性がより高いと認める地域について重点地域の指定を速やかに行うことが必要となります。

特に、

- ①職員数が50人以下の小規模消防本部で、今後十分な消防防災体制が確保できないおそれがあると考えられる消防本部
- ②非常備町村
- ③広域化を希望しているが広域化の組合せが決まっていない消防本部を含む地域

については、あらためて関係市町村の意見を聴取するとともに、今後の消防体制の確保の方策を確認したうえで、重点地域の指定の必要性を判断することが必要となります。

### 3 更なる積極的な支援策の検討・実施

都道府県には、関係市町村間の連絡調整、広域化に係る市町村の財政負担又は事務負担に対する支援等につい

て、より積極的にその役割を果たし、自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組むことが求められています。

これまでに広域化を実現した消防本部の所在する都道府県では、次のような支援策を行っていることから、都道府県におかれては、広域化の推進のためにより積極的な支援策の検討が必要です。

- ①広域化の協議に際し、市町村の協議会の事務局に都道府県の職員を派遣するなどの人的支援
- ②指令センター、消防無線などの施設整備、車両整備の経費に対する助成など

なお、広域化対象市町村に対する市町村の消防の広域化のための補助金、交付金等に要する経費については、都道府県に対して特別交付税措置を行っています。

### 4 消防広域化推進アドバイザー制度等の活用

消防広域化推進アドバイザー制度は、広域化の効果や課題の理解から広域化を協議している市町村が抱える個別の課題に対する具体的な対処方法まで様々な事項に対応可能であるので、地方公共団体や協議会等において、当該制度を積極的に活用してください。

また、消防庁ホームページでは、広域化のメリット、課題及びその解決事例、事務手続に関する情報等を掲載したマニュアル及び先進事例を掲載していることから活用してください。

#### ※ 消防庁の財政支援策

- |   |         |
|---|---------|
| 1 消防広域化準備経費【特別交付税】                            | } 市町村分  |
| 2 消防広域化臨時経費【特別交付税】                            |         |
| 3 広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所の増改築に係る費用【緊急防災・減災事業債】 |         |
| 4 消防指令センター（指令装置等）の整備費用【緊急防災・減災事業債】            | } 都道府県分 |
| 5 消防車両等の整備費用【緊急防災・減災事業債】                      |         |
| 6 広域化指導経費【普通交付税】                              |         |
| 7 広域化市町村に対する支援に要する経費【特別交付税】                   |         |

#### 問合わせ先

消防庁 消防・救急課  
TEL：03-5253-7522



# 平成27年春の消防関係叙勲並びに褒章伝達式

総務課

第24回危険業務従事者叙勲伝達式（5月11日（月）、日比谷公会堂）、平成27年春の叙勲伝達式（5月14日（木）、ニッショーホール）、平成27年春の褒章伝達式（5月15日（金）、スクワール麴町）が、それぞれ盛大に挙行されました。

勲章の受章者は、永年にわたり国民の生命、身体及び財産を火災等から防ぎよするとともに消防力の強化、充実に尽力され、消防の発展及び社会公共の福祉の増進に寄与された消防関係の方々です。また、褒章の受章者は、永年にわたり消防防災活動及び消防関係業界の業務に精励し、消防の発展に大きく寄与されたの方々並びに自己の危険を顧みず人命救助に尽力した方です。

それぞれの受章者数は、第24回危険業務従事者叙勲620名、春の叙勲609名及び秋の褒章91名です。

伝達式は、総務大臣の式辞（春の叙勲のみあかま総務大臣政務官代読）に始まり、代表受領、来賓祝辞に続き、受章者代表より地域住民の安全確保のため更に尽力するとの誓いの言葉を含めた謝辞が述べられました。

なお、消防関係者の叙勲・褒章の受章者数、代表受領をされたの方々及び代表謝辞をされた方々は次のとおりです。



危険業務従事者叙勲伝達式の様子



危険業務従事者叙勲伝達式において式辞を述べる高市総務大臣

## 第24回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章・・・330名  
瑞宝単光章・・・290名  
合計・・・620名

### 代表受領者

瑞宝双光章・・・高橋 伸治氏  
瑞宝単光章・・・道上 英基氏

代表謝辞者・・・猿渡 敏弘氏



危険業務従事者叙勲伝達式において代表受領される高橋伸治氏



平成27年春の叙勲

- 瑞宝中綬章・・・1名
- 瑞宝小綬章・・・20名
- 旭日双光章・・・1名
- 瑞宝双光章・・・106名
- 瑞宝単光章・・・481名
- 合計・・・609名

代表受領者

- 瑞宝中綬章・・・白谷 祐二氏
- 瑞宝小綬章・・・辻井 章氏
- 旭日双光章・・・本間 ユキ子氏
- 瑞宝双光章・・・太田 博久氏
- 瑞宝単光章・・・坂田 義幸氏
- 代表謝辞者・・・浅井 昌治氏



春の叙勲伝達式において  
式辞を述べるあかま総務大臣政務官

平成27年春の褒章

- 紅綬褒章・・・1名
- 黄綬褒章・・・6名
- 藍綬褒章・・・84名
- 合計・・・91名

代表受領者

- 紅綬褒章・・・佐藤 拓氏
- 黄綬褒章・・・葛本 悟美氏
- 藍綬褒章・・・黒田 功氏
- 代表謝辞者・・・薬師寺 正司氏



春の叙勲伝達式において  
代表受領される白谷祐二氏



春の褒章伝達式において  
代表受領される佐藤拓氏



春の褒章伝達式において  
代表謝辞を述べる薬師寺正司氏

問合わせ先

消防庁総務課 木原  
TEL: 03-5253-7521



# 先進事例 紹介

## 女性消防団員は地域のかなめ ～女性ならではの活動を目指して～

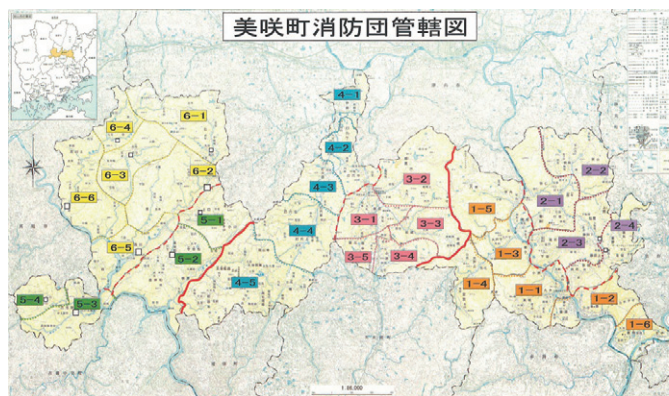
岡山県 美咲町消防団

### 1 はじめに

岡山県美咲町は、県のほぼ中央に位置する中山間地域で、平成17年3月に中央町・旭町・柵原町の3町が合併して誕生した人口約1万5,000人の町です。県内のみならず県外からも多くの人を訪れる「たまごかけごはん」をメインに、黄色は幸せを呼ぶ色であることから、「黄色」と「幸福」をかけあわせ「黄福のまち」として町づくりを展開しています。

そんな「黄福のまち」で活動している美咲町消防団は、地域を守る第1分団から第6分団、町全体をカバーする役場職員で構成する本部分団、そして、さくら隊・ラッパ隊の所属する機能分団という組織体系になっています。現在1本部、8分団、33部886人の団員が所属し、1市5町で構成された広域消防である津山圏域消防組合と連携しながら、住民の生命・財産を守るため日々努力しています。

#### 管内図



### 2 機能分団さくら隊の主な活動

合併前の平成4年、旧旭町に女性部が発足して以来、合併後も引き続き活動を続けてきました。平成24年4月には、女性部専用の機具庫新築に伴い、本部付け女性部から“機能分団さくら隊”として独立、平成27年4月

には、新たに6人（うち大学生2人）の団員を迎え、現在36人で活動しています。防火・防災広報活動・団員加入促進活動などを主に行い、年々団員数は増え、幅広い活動が可能となってきました。

平成26年11月に開催された第20回全国女性消防団員活性化ちば大会では、活動事例発表を行い、また、平成29年開催予定の第23回全国女性消防操法大会に岡山県代表で出場が決定しています。



### 3 消防ポンプ付軽自動車配備

平成26年3月に総務省から消防ポンプ付軽自動車を貸与していただきました。以前は活動先には自家用車で向かっていましたが、貸与を受けた現在では、町内の行事やイベントには車輜で出動しています。消防車輜を展示し、住民に直接触れていただくことで消防団の活動に興味を持ち、消防団が身近な存在であることに気づいてもらうきっかけになるよう心がけています。





防火パレードでは音楽を流しながら“火の用心”の声かけを町内の保育園児たちと一緒に歩きながら行っています。また、町内全域を対象とした防火啓発パトロールを毎月2回以上行っています。録音機器などを使わず、マイクを使ってさくら隊団員自らが住民に心からのメッセージを伝えています。最初はとても緊張しましたが、住民の方に「パトロールの放送聞いたよ。気をつけるからね。」と言っていたときは、きちんと届いているのだと実感でき嬉しかったです。



防火パレード



防火啓発広報活動

また、新たに小型ポンプによる水出し訓練を始めました。指導部からホースの伸ばし方やポンプの使い方、合図の出し方など一から指導を受け、さくら隊だけで訓練ができるように邁進しているところです。

車輛の貸与を受けて大きく変わったところは、車輛を走らせるだけで“見せる”広報活動の幅が広がったところです。これにより、さくら隊の活動が住民の皆さんの目に触れる機会が増えたのではないかと感じています。さらに、子どもたちからも一段と興味を持ってもらえるよ



放水訓練

うになりました。さくら隊の存在や活動に興味を持っていただくことをきっかけとして、消防団員加入促進に大きく貢献しているのではと思います。



後方支援

## 4 まとめ

現在、消防団員確保が困難な中において女性消防団員の活動は、地域における消防・防災力の向上に重要な役割を担っています。今後は、車輛を有効活用し広報活動をより一層活発化するとともに、男性団員や地域との連携を深め、新入団員の確保、地域の安全・安心のため女性消防団ならではの活動を進めていきます。

将来的な人口減少に直面している美咲町において、自分たちの地域は自分たちで守ることが今後の重要な課題となってきています。そのためにも、一人ひとりが地域のために役立つ力を発揮すること、地域のために貢献することは誰にでも出来る身近なものだと感じてもらう活動の一翼を担えるよう努力していきたいと思っています。



消防の広域化

## あらゆる災害に立ち向かうために

佐賀県 伊万里・有田消防本部

### 1 伊万里・有田消防本部の概要

伊万里・有田消防組合は、伊万里市及び有田町の1市1町で構成され、北部九州の西部に位置し、天然の良港伊万里港や、美しい景観を誇る田園地帯、黒髪連山などを抱く自然に恵まれた環境にあります。

伊万里市は古くから港を中心に発展し、近世においては「古伊万里」と称される肥前陶磁器の積出港として世界と結ばれるとともに、陶磁美の粋を結晶させた「鍋島」を産み出すなど、個性豊かで文化的な都市として繁栄してきました。今日では、臨海部を中心に製造業が集積するとともに、特に伊万里港においては東アジア諸国との国際物流の拠点化が進むほか、伊万里ブランドで名高い伊万里梨や伊万里牛に代表される農業が市内各地で営まれるなど、人・物・情報の活発な交流により、調和のとれた都市として着実な成長を遂げています。一方の有田町は、古くからやきものの町として有名で、1616年に泉山地区で陶石が発見され、日本で初めて磁器が焼かれました。以来、佐賀藩のもとで、磁器生産が本格化し、谷あいには「有田千軒」と呼ばれる町並みが形成され、繁栄を極めました。この町並みは、現在も歴史的価値の高い建物が数多く残っており、1991年に国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されています。

当組合としまして、この両市町を合わせた管轄人口約7万7千人、面積約321km<sup>2</sup>に1本部、2署3分署を配置し、消防用車両33台、職員126人で災害に対応しています。

### 2 広域化までの経緯

平成18年6月の消防組織法の一部改正に基づき、佐賀県では、平成23年5月に県内の7消防本部を5消防本部に再編する「佐賀県消防広域化推進計画」が策定されました。

その後、平成24年3月の両市町の議会において、両市町の正副首長・正副議長・消防長で構成する「伊万里・有田消防広域化協議会」の設立案が可決され、同年4月から2年間にわたる協議・準備期間を経て、平成26年4月1日に「伊万里・有田消防組合」がスタートしました。



発足式の様子

### 3 広域化の効果

#### (1) 消防体制の強化

広域化前の管轄区域を見直し、災害地点に最も近い署所からの出動を原則とした出動計画を策定したことで、現場到着時間の短縮が可能となりました。また、組織規模の拡大により、災害発生時にも非番招集を行わずに、二次的災害に備えて待機させることで厚みのある消防体制を構築することができました。さらには、応援協定に基づく手続き等が不要になったことで、災害を覚知した時点で災害規模に応じた消防力（人員・車両）を投入できますので、初動体制の強化に直結し、住民が受ける被害の軽減や救命率の向上に繋がっているとと言えます。

#### (2) 消防体制の基盤の強化

広域化によって生ずる財政的な効果に加えて、各署に

おける特殊資機材等への重複投資を回避することで、消防車両や高度な消防資機材等の計画的かつ効率的な整備が可能になります。また、平成26年度には、救助工作車と水槽付消防ポンプ自動車の機能を併せ持った多機能型消防車両を導入したことで、さらに効率的な車両更新整備を行うことができました。



有田消防署に配置した救助資機材積載型水槽付消防ポンプ自動車

### (3) 財政負担の軽減

電波法の改正により、消防救急無線はデジタル波への移行が義務付けられていましたので、広域化を契機に従前の消防本部がともに更新時期を迎えていた消防緊急通信指令システムと合わせて更新整備しました。これらを共同で整備することにより、単独消防で整備した場合と比較しますと大幅な経費の削減を図ることができました。また、有利な地方財政措置である緊急防災・減災事業債を活用したことで、さらに住民の財政負担が軽減できたものと思われます。

## 4 広域化の課題と今後の取り組み

広域化によって消防本部としての機能が統合され、従前の本部職員の数削減されたものの、特別地方公共団体である一部事務組合を運営していくための職員が必要となったことから、現場隊員の大幅な増強を図ることができませんでした。小規模な消防本部同士で広域化を考える場合、構成市町の支援をいかに多く受けることができるかという点が重要であると実感しました。しかし、職員数が増加したことで、円滑な人事ローテーションが

可能となったことに加えて、災害現場活動要領についても、双方の優れている部分を採用するなど、目に見えにくいところでも消防体制の充実強化を図ることができたと確信しています。また、今後を担う若い職員にとっても、切磋琢磨するよき同僚が増えたことは必ずプラスに作用されますので、今後さらに職員研修等の機会を増やし、個の力と組織の力を確実に伸ばして、住民に広域化の効果を認識していただける消防組織を構築していきたいと考えています。



各署合同消防訓練

## 5 おわりに

組合設立から1年が経ちましたが、単独消防であった時代と異なり、組合議会や出納・契約事務、その他にも職員の給与支給や予算編成事務などを独自で執行していくことは、業務の知識・経験がほとんど皆無であった消防職員にとって、非常に苦勞を強いられた初年度となりました。組合運営も2年目を迎え、今後は業務を円滑に行うための事務改善やノウハウの習得が必要になってくると思われ、まだまだ苦勞は続くものと予想しています。しかし、消防は地域住民の安心安全を確実に守るという重要な責務を十分果たすため、今度も構成市町と緊密な連携を図るとともに、広域化のスケールメリットを最大限に活用した消防サービスを住民に提供できるよう職員一丸となって職務に取り組んでまいります。



## 新消防艇「おおつ」の運用開始

大津市消防局

大津市消防局では、3代目となる新消防艇「おおつ」の運用を開始し中消防署水上出張所に配備しました。新消防艇「おおつ」は総トン数を26トンから19トンとしたものの、ウォータージェット推進器を採用して、最高速力を従来よりも13ノット早い36ノットと大幅に向上しました。また、大規模災害時には物資輸送も想定されることから、1トンの重量物を吊れるクレーンを船尾に装備。さらには高度な救命処置が行える救護室等も新たに設けて各種災害に対応していきます。



## 幼年期向け防火防災教育DVD

「おしえて！りすきゅー」を作成しました。

札幌市消防局

札幌市消防局では、大学教授や幼稚園、保育所の園長先生等を構成員とする検討会を設置し、札幌市消防局防火イメージキャラクターであるエゾシマリスのりすきゅーが登場する幼年期向け防火防災教育DVD「おしえて！りすきゅー」を作成しました。また、災害時の対応に加え、DVD視聴前の動機づけや、復習方法が記載された教育指導者用マニュアルを併せて750セット作成し、札幌市内の全幼稚園及び保育所等に配布するとともに、札幌市公式ホームページ、YouTubeで配信しています。



消防通信

望

楼

ぼうろう

## 救命カードを作成 ダウンロードも可能

西尾市消防本部

西尾市消防本部では、AEDの啓発活動の一環としてAEDの取扱いと心肺蘇生のポイントをおさえた名刺サイズの「救命カード」を作成しました。

いざという時、このカードを見ることにより勇気を出して一歩前へ出ることを期待しています。今回、市職員全員に配布し名刺ケースに入れ、いざという時に備えます。教職員・消防団員・婦人防火クラブ員等も含め既に5,000人に配布しました。一般の方にはイベント等で配布し、普通救命講習の受講者には修了証と併せて配布していきます。



## 迅速な救命活動に対して感謝状を贈呈

湖南広域消防局

平成27年5月8日（金）、北消防署において、心肺停止状態の男性を迅速・適切な救命活動により救助した3名の方に北消防署長から感謝状を贈呈しました。

今年3月、北消防署管内の事業所で突然意識を失くされた男性を、偶然居合わせた3名が協力して119番通報、心肺蘇生の実施、AEDの活用など迅速に処置され、救急隊及びドクターカーが到着するまでに自己心拍と呼吸を再開させたものです。

湖南広域消防局では、今回のような社会復帰事例をもとに、今後も救命率向上に向けた取り組みを推進します。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】





# 消防大学校だより

## 平成27年度中の講師派遣について

消防大学校では、都道府県等の消防学校等における教育内容の充実のため、技術的援助として、消防学校等からの要請により、警防、予防、救急、救助等の消防行政・消防技術について講師の派遣を行っています。

平成27年度は、43校117件（443時間）の授業に対して講師派遣を予定しています。

近年は、災害の複雑多様化、住民ニーズの増大等、時代の変化に伴い、消防学校における教育訓練も高度で専門的な内容が求められています。

このため、総合教育においては、消防行政の現状と課題に関し背景や対応等に対するもの、専科教育においては専門性が高い分野について全国水準の技術に直接触れようとするものについて、講師派遣の要望が多く寄せられており、これらに積極的に応えていくこととしています。

また、消防学校において、科の新設、教育内容の充実のため授業数の増、先駆的な教育内容の導入を行う場合などにおいても、講師を派遣するなどの技術的援助を行います。

消防学校において、新たな教育を計画され、講師の派遣を必要とされる場合は、消防大学校教務部までご相談ください。

今後とも消防大学校では、消防学校との連携を密にしつつ、消防職・団員の資質向上に努めて参ります。

### ●平成27年度 講師派遣の予定

区 分		講 義 内 容	件数	時間数
総合教育	上級幹部科	消防行政の現状と課題、人事業務管理、危機管理	10	35
	中級幹部科	消防行政の現状と課題、消防財政、業務管理、現場指揮など	20	74
	初級幹部科	現場指揮、小隊長の活動要領	2	8
専科教育	警防科	警防行政の現状と課題、安全管理、消防戦術など	13	50
	特殊災害科	特殊災害概論、特殊災害における消防活動要領・安全管理など	9	36
	予防査察科	予防行政の現状と課題、違反処理、査察、消防行政訴訟など	12	47
	危険物科	危険物行政の現状と課題、危険物規制	5	20
	火災調査科	火災原因調査、鑑識・鑑定、原因調査関係法規など	25	98
	救助科	救助行政、救助活動、安全管理・救助事故対策	11	40
	救急科	応急処置総論、多数傷病者対応	4	14
その他	災害現場指揮科、指揮隊教育、高度救助教育	6	21	
計			117	443

## 消防大学校 「客員教授」 制度について

消防大学校では、客員教授制度により、消防に関し特に優れた知識及び経験を有し消防大学校における教育等に対して顕著な協力をいただける方に対し、客員教授の称号を授与しています。

平成27年度より、この仕組みを充実強化させ、消防学校で行う教育訓練において、専門分野に一定水準の知識・技術が担保された講師等を確保し、教育訓練の質の更なる向上に資するため、各分野について必要な知見を

有する消防大学校客員教授名簿を消防学校へ提供することとしました（参考「消防の動き平成27年5月号「特報1 消防学校の施設、人員及び運営の基準及び消防学校の教育訓練の基準の一部改正等」」）。

消防学校において、消防大学校客員教授の講師派遣を必要とされる場合は、連絡先等について情報提供いたしますので、消防大学校教務部までご相談ください。

### ●消防大学校客員教授名簿

専門分野	氏 名	所属・職名
教育技法	山崎 洋史	昭和女子大学大学院 生活機構研究科心理学専攻教授
防災図上訓練	日野 宗門	Blog防災・危機管理トレーニング 主宰
女性消防団活動、接遇、話し方技法	小澤 浩子	赤羽消防団 副団長
消防作用法	関 東一	日本公法学会会員
消防実務法規	秋山 恵	元東京消防庁理事兼総務部長
地域防災	瀧本 浩一	山口大学大学院理工学研究科准教授
組織管理（幹部育成）	新井 雄治	公益財団法人日本防災協会理事長
組織管理（予防行政）	小島 晴夫	さいたま市総務局危機管理部防災課参与

#### 問合わせ先

消防大学校教務部 久富  
TEL: 0422-46-1712



## 最近の報道発表 (平成27年4月27日～平成27年5月22日)

### <総務課>

27.4.29	<u>平成27年春の叙勲 (消防関係)</u>	平成27年春の叙勲 (消防関係) 受章者は、609名で勲章別内訳は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・瑞宝中綬章 1名</li> <li>・瑞宝小綬章 20名</li> <li>・旭日双光章 1名</li> <li>・瑞宝双光章 106名</li> <li>・瑞宝単光章 481名</li> </ul>
27.4.28	<u>平成27年春の褒章 (消防関係)</u>	平成27年春の褒章 (消防関係) 受章者は、91名で褒章別内訳は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・紅綬褒章 1名</li> <li>・黄綬褒章 6名</li> <li>・藍綬褒章 84名</li> </ul>

### <危険物保安室>

27.5.19	<u>「平成27年度危険物安全週間」の推進行事等</u>	平成27年度危険物安全週間の期間中 (6月7日 (日) から6月13日 (土) まで) に実施する推進行事等の詳細が決定しましたのでお知らせします。
27.4.28	<u>ガソリン携行缶の不具合に係る対応</u>	平成27年1月にガソリン携行缶からガソリンがにじむ不具合が2件発生したことを受け、今般、危険物保安技術協会から消防庁に対し、当該事案の原因の究明結果及びそれを踏まえた再発防止策等について報告がありましたので、各都道府県等に対しこの旨を周知しました。

### <特殊災害室>

27.4.28	<u>「石油コンビナート等の消火用屋外給水施設における合成樹脂配管の使用に関する検討会報告書」の公表</u>	消防庁では、石油コンビナート地区の特定事業者に設置が義務付けられている消火用屋外給水施設において合成樹脂配管を使用する場合の課題と対策について、有識者による検討会を設置し、検討を行ってきました。 この度、検討会の報告書が取りまとめられましたので、公表します。
---------	--	--

### <国民保護室>

27.5.21	<u>5月27日は緊急地震速報の訓練を実施します</u> <u>—緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練—</u>	緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れが来るまでの時間はごくわずかであり、その短い間に、慌てずに身を守るなど適切な行動をとるためには日ごろからの訓練が重要です。このことから、5月27日 (水) に全国的な訓練を実施します。
---------	---	--

### <国民保護運用室>

27.5.19	<u>国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練の表施</u>	平成27年度は、18都道府県で国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練を実施します。実施予定は、以下のとおりです。 (1) 実動訓練 (3道県) 北海道、神奈川県、山梨県 (2) 図上訓練 (15都府県) 岩手県、秋田県、東京都、富山県、福井県、静岡県、三重県、大阪府、兵庫県、奈良県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
---------	--------------------------------	--

### <広域応援室>

27.5.22	<u>「消防防災ヘリコプターの操縦士の養成・確保のあり方に関する検討会」の発足</u>	航空消防防災体制の充実強化を目的として、「消防防災ヘリコプターの操縦士の養成・確保のあり方に関する検討会」を発足し、航空消防防災を支える重要な基盤である操縦士の養成・確保のあり方について検討を行っていくこととしましたのでお知らせします。
---------	---	--





## 最近の通知 (平成27年4月27日～平成27年5月22日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
<a href="#">消防災第73号</a>	平成27年5月22日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	市町村における風水害対策の強化について (通知)
<a href="#">消防災第72号</a>	平成27年5月22日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	都道府県における風水害対策の強化について (通知)
<a href="#">中防消第10号</a>	平成27年5月22日	関係都道府県防災会議会長	中央防災会議会長 (内閣総理大臣) 安倍晋三	梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について
<a href="#">事務連絡</a>	平成27年5月19日	各都道府県消防防災主管部 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	簡易宿所火災に係る国土交通省及び厚生労働省の発出通知について (情報提供)
<a href="#">消防予第201号</a>	平成27年5月18日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	簡易宿所に係る防火対策の更なる徹底について
<a href="#">事務連絡</a>	平成27年5月13日	各都道府県消防防災主管課	消防庁予防課	平成27年度予防技術検定受検予定者の調査について (依頼)
<a href="#">消防予第186号</a>	平成27年5月1日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成27年度防火対象物実態等調査の実施について (依頼)
<a href="#">消防危第93号</a>	平成27年4月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・政令指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	「地域エネルギー供給拠点整備事業」に関する経済産業省からの協力依頼について (情報提供)
<a href="#">消防広第130号</a>	平成27年4月27日	各都道府県防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁広域応援室長	緊急消防援助隊に係る応援等実施計画について (通知)
<a href="#">消防消第91号</a>	平成27年4月27日	各都道府県知事	消防庁次長	期限内の消防の広域化の推進について
<a href="#">消防予第182号</a>	平成27年4月27日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	「平成27年度住宅防火防災推進シンポジウム」の開催について

## 広報テーマ

6 月		7 月	
①危険物安全週間 ②津波による被害の防止	危険物保安室 防災課	①台風に対する備え ②住民自らによる災害への備え ③石油コンビナート災害の防止 ④火遊び・花火による火災の防止	防災課 防災課 特殊災害室 予防課



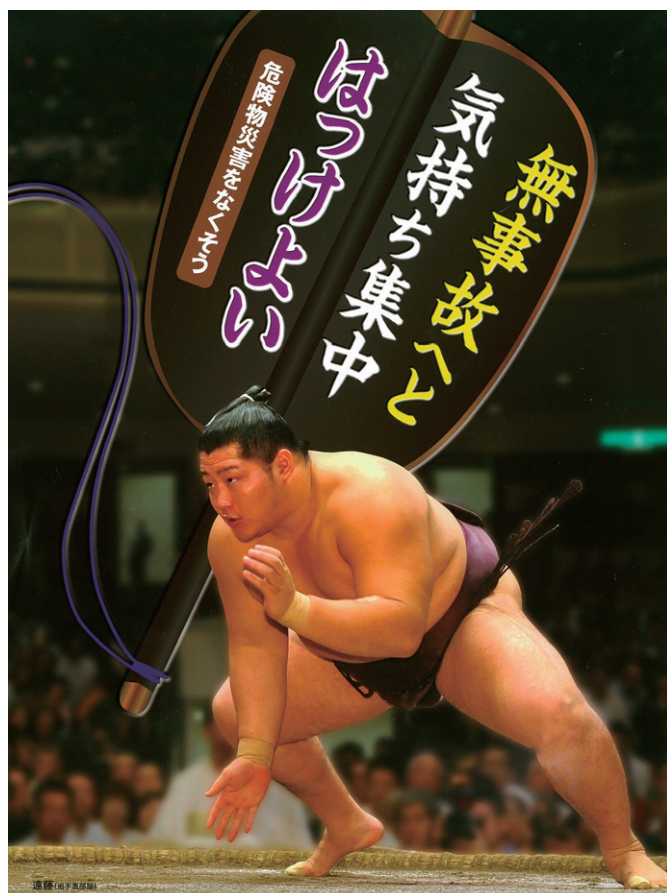
## 6月7日～13日は「危険物安全週間」

### 危険物保安室

消防庁では、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週（平成27年度は6月7日（日）から6月13日（土）までの7日間）を「危険物安全週間」とし、地方公共団体、全国消防長会及び一般財団法人全国危険物安全協会との共催により、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進し、広く国民の方々に対して啓発活動を展開しています。

危険物安全週間期間中は、全国各地で「実施方針」に示す各種取り組みが行われます。

#### 平成27年度危険物安全週間推進ポスター



モデル 遠藤 聖大さん（大相撲力士）

### 実施方針

#### (1) 危険物施設における保安体制の整備促進

- ア 危険物事故防止アクションプランに沿った事故防止対策の徹底
- イ 保安教育の充実による人材育成、技術の伝承
- ウ 想定される全てのリスクに応じた適時、適切な取組
- エ 企業全体の安全確保に向けた体制作り
- オ 地震、津波対策の推進

#### (2) 危険物の保安に対する意識の啓発

- ア 多様な機会を通じた危険物の保安に対する意識の啓発
- イ 講演会、研修会等の開催

#### (3) 危険物保安功労者の表彰

- 危険物保安功労者表彰、優良危険物関係事業所表彰等

#### 平成27年度「第14回危険物事故防止対策論文」

##### ○消防庁長官賞（1編）

受賞者  
堺市消防局予防部危険物保安課 木塚 暁喜さん  
論文名  
資料等による確認を要する変更工事の届出に係る認定制度の提案～自主保安と効果的な規制のベストミックスによる石油コンビナート地域の事故防止対策～

#### 問い合わせ先

消防庁危険物保安室  
TEL: 03-5253-7524



# 津波による災害の防止

## 防災課

平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、わが国はこれまで幾多の大地震とそれに伴う巨大な津波による被害を受けてきました。今後も、南海トラフ巨大地震等による津波被害の発生が懸念されています。

では、津波による被害を防ぐためには、どうすれば良いのでしょうか。

答えは「強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には、すばやく高台や津波避難ビル、津波避難場所等へ避難する！」ことです。

また、旅行者、観光客、外国人も共通した認識を持ち、迅速かつ円滑な津波避難を行うことが重要です。

このため、消防庁では「防災のための図記号に関する調査検討委員会」を開催し、津波による被害軽減のため、①津波避難ビル、②津波避難場所、③津波注意の3種の図記号を津波に関する統一標識として決定しました（平成17年3月）。これらの図記号は、平成20年7月にISO化、平成21年3月にはJIS化されています。

また、東日本大震災を踏まえ、今後発生が懸念される巨大地震等に起因する津波災害に対する地方公共団体の取組を推進するため、平成24年度に「津波避難対策推進マニュアル検討会」を開催し、同検討会の報告書では、都道府県に対しては、市町村の津波避難対策に係る指針等の参考を提示し、市町村においては、避難場所や避難路等の指定や津波避難訓練の実施、津波ハザードマップ

の作成・周知などを求めています。

しかし、このような行政側の対策だけでは津波被害を防ぐことはできません。大切なのは、行政と地域、住民が連携して津波による被害の防止に努めることです。

そのためには、いざというとき津波から円滑に避難することができるよう、住民等が直接参画し、それぞれの津波避難の方法等を検討しておくことが重要です。消防庁では上記検討会での検討結果を、地域で検討を行う際のマニュアルとして提示しています。

地域ごとの津波避難の検討は、真に自らの命を守ることに直結するものであり、住民自らが取り組む心構えが大切となります。また、津波避難対策は、住民のみならず、当該地域内で活動している公共的団体、あるいは事業を営む民間企業等の協力、支援、参画を得ながら地域ぐるみで実施することが重要です。実践的な訓練等を繰り返し、検証を通じて、不断に見直していくことで、より高い実効性が得られるとともに、避難に対する意識の向上が図られていきます。

何よりも、実際に避難行動をとる住民一人ひとりが、「自分の命は自分で守る！」といった自覚を持ち、日頃の津波避難訓練を通じて防災意識の向上を図り、強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には、すぐに主体的に、適切に、高台等の安全な場所へ避難するという行動をとることが重要なのです。

### 津波による災害の防止

地震が発生した時は「**すばやく高台等へ逃げる**」ことです。→「自分の命は自分で守る！」といった津波防災意識を高くもち住民一人ひとりが主体的に行動することが大切です。

※地震発生後、短時間で津波が沿岸部に来襲する可能性があります。



「揺れたら逃げる」



「警報を聞いたら逃げる」

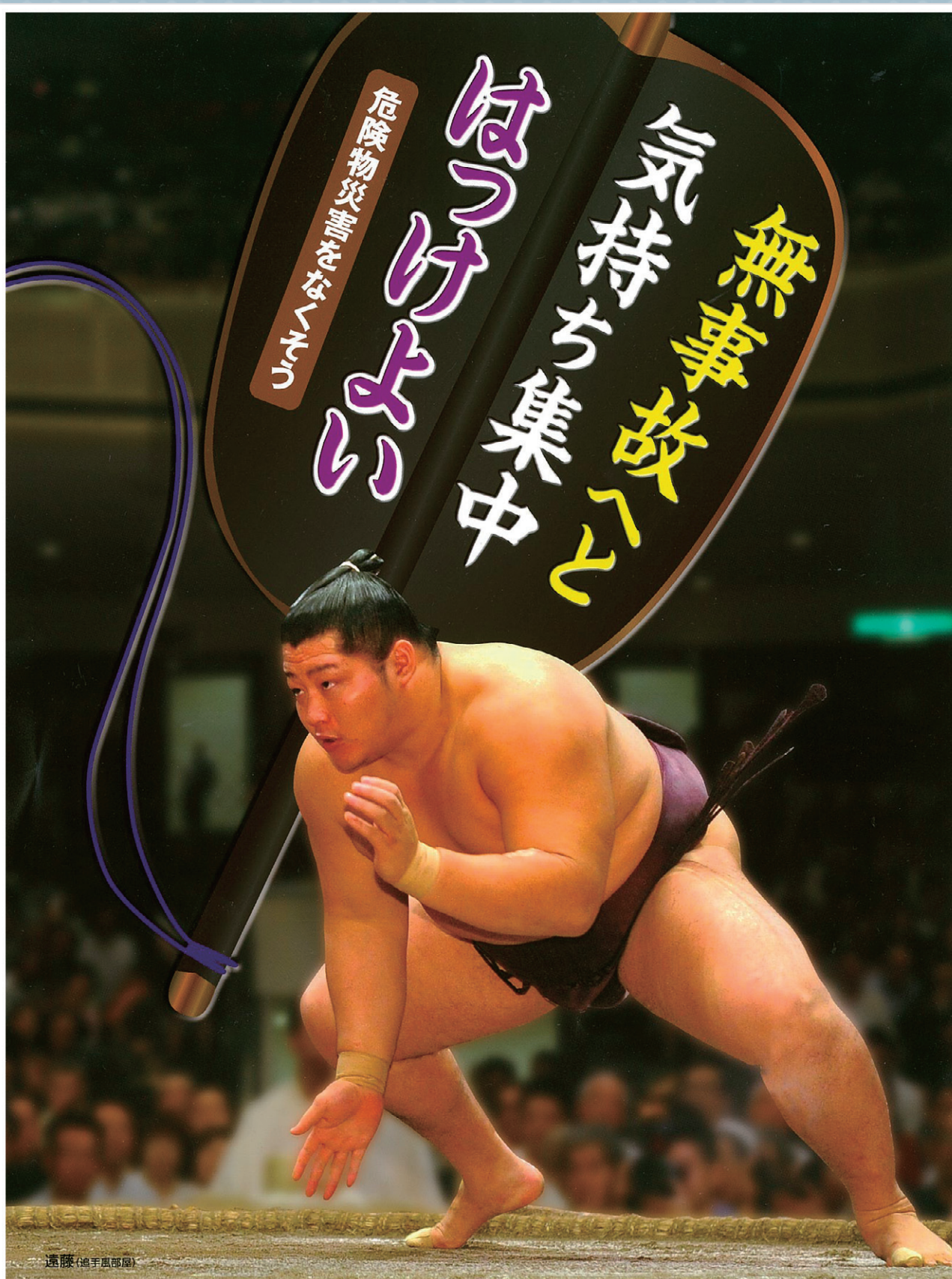
### 津波に関する3種の図記号



#### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 震災対策係  
TEL: 03-5253-7525





遠藤(徳手風部屋)

消防庁／都道府県／市町村／全国消防長会／一般財団法人全国危険物安全協会

このポスターは、危険物安全週間推進協議会が制作しています。